## キャッシュレス決済事業者・仮登録方法

マイナポイント事業(以下、「本事業」という。)に参加するためには、キャッシュレス決済事業者への登録が必要です。キャッシュレス決済事業者の登録は、すべてキャッシュレス決済事業者ポータル(以下、「決済事業者ポータル」という)上で行います。

本紙では、決済事業者ポータルの使用に必要な仮登録(アカウント発行)の手順を紹介します。

#### ①本事業ウェブサイトからキャッシュレス事業者・仮登録フォームにアクセス

マイナポイント事業のウェブサイト(https://mynumbercard.point.soumu.go.jp)にアクセスし、ページ上部の[キャッシュレス決済事業者の方へ]をクリックします。

表示された環境共創イニシアチブのトップページのサイドバーにある[決済事業者登録(二次公募)]をクリックすると、[公募情報 決済事業者登録(二次公募)]のページが表示されます。

ページ内の「キャッシュレス決済事業者登録(決済事業者ポータルのアカウント発行 依頼)はこちらをご確認ください。」の「こちら」のリンクをクリックすると、[キャッシュレス決済事業者・仮登録フォーム]ページが表示されます。

● ここでは、「キャッシュレス決済事業者・仮登録方法(本紙)」「キャッシュレス決済 事業者登録要領」などのPDFファイルがダウンロードできますのでご一読ください。



### ②入力フォームに必要事項を入力し、確認用メールに記載のURLにアクセスして、仮登録完了

キャッシュレス決済事業者ポータルの利用規約の確認および同意を行った後に、入力フォームに移動しますので、必要事項を入力し、事務局に送信してください。

送信後、入力されたメールアドレス宛に確認用メールが送信されます。 確認用メールに記載されたURLにアクセスすると、仮登録が完了します。

- ※ 必要事項を入力し、送信した段階では、仮登録は完了していません。
- ※ 確認用メールは、迷惑メールとして受信される可能性があります。 迷惑メールからの除外リストに「@myna-point.jp」「@sii.or.jp」を 追加いただきますよう、お願いします。

(現時点でgmailは迷惑メールとして受信される場合があることを確認しています。)

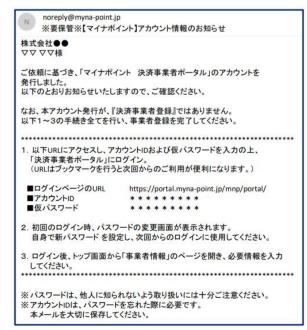
※ 登録済み法人番号と同一の法人番号の場合、新たに登録できない場合があります。

# 

#### ③アカウント発行およびアカウント発行通知メールの受信

マイナポイント事務局は、仮登録が完了したキャッシュレス決済事業者に対し、 2021年1月15日(金)より、順次、決済事業者ポータルのアカウントを発行します。 併せて、登録された担当者のメールアドレスに決済事業者ポータルのURL・ID・ 仮パスワードが記載されたアカウント発行通知メールを送信します。通知メールの 受信後、決済事業者ポータルを使用できます。

- ※ 仮登録およびアカウント発行は、事業者登録ではありません。 決済事業者ポータルにて別途、登録作業を行ってください。 手順は決済事業者ポータルにアップロードされる 「キャッシュレス決済事業者 ポータルマニュアル(登録編)」をご確認ください。
- ※ 初回ログイン後に新しいパスワードの設定が必要です。 仮パスワードは2回目以降のログインには使用できません
- ※ アカウントを失念した場合は、ポータルを使用できませんので、 アカウント発行通知メールは大切に管理してください。
- ※ アカウント発行および通知メールの送信は、順次行います。 発行依頼が集中した場合は、日数がかかる場合があります。



【アカウント発行通知メール イメージ】